

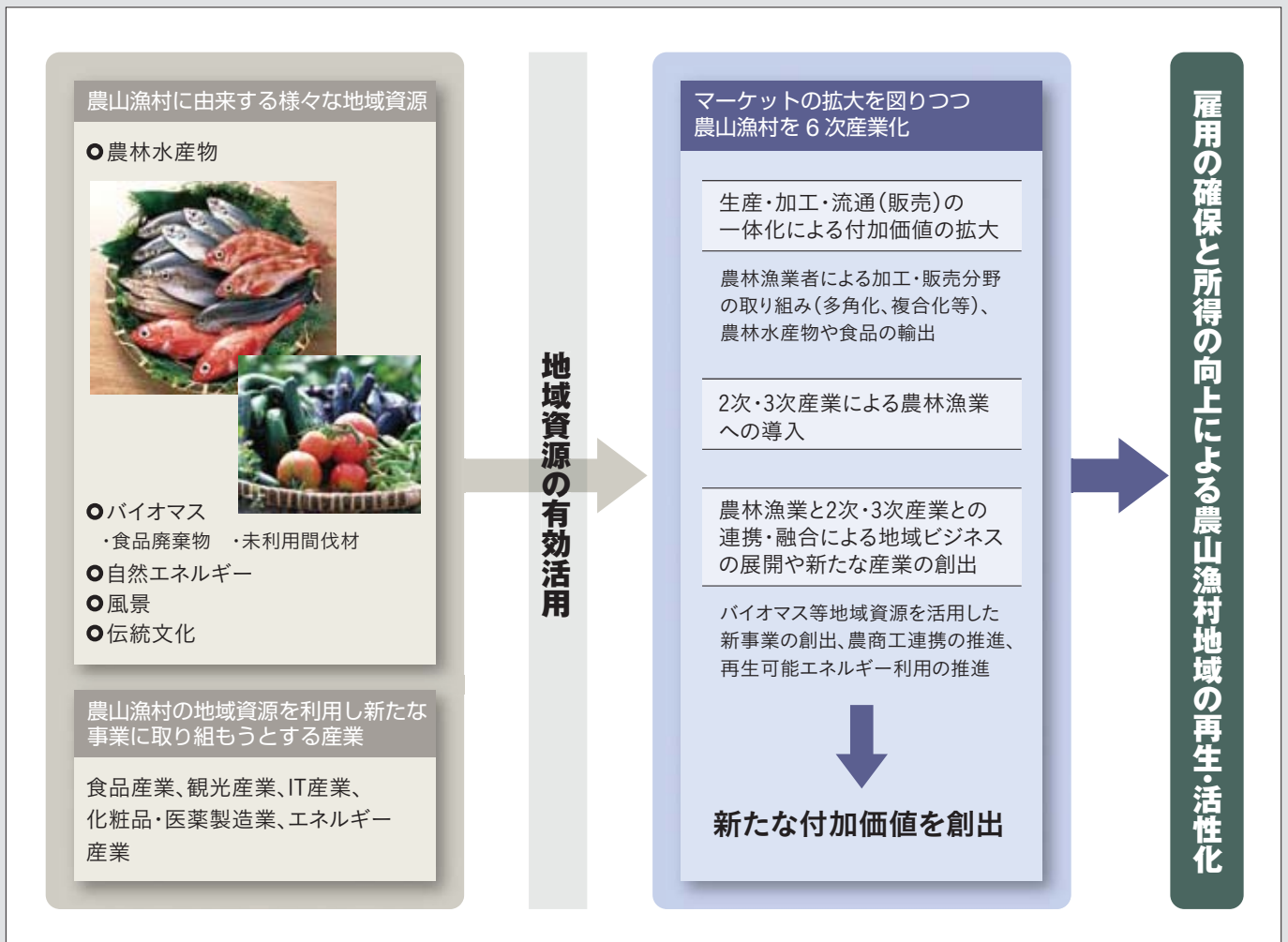
6次産業が次世代

目標を定め、6次産業化に向けて事業を進めたい。
そんな決意をしたら、まず様々な情報を集めたい。
ここで、制度や考え方のおさらいをしておこう!

農山漁村には、農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化といった有形無形の豊富な様々な資源が溢れています。6次産業化とは、それら地域資源を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることや他産業との連携により、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことです。こうした取り組みは、地域の活性化に繋がることが期待されています。この考え方に基づき、平成23年3月1日、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、通称「6次産業化法」が施行されました。

6次産業化が目指すもの

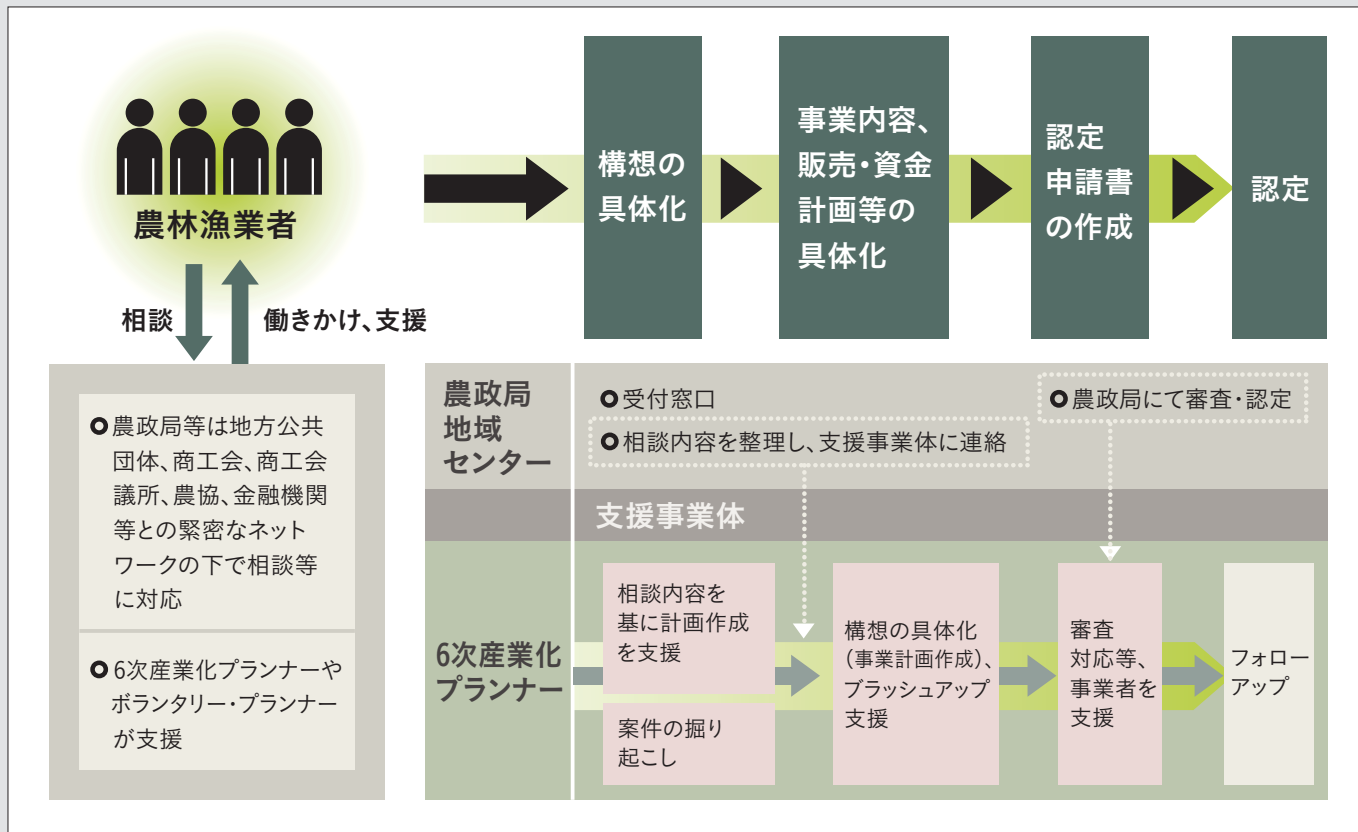
地域資源を活かした1次産業従事者の取り組みによって、農山漁村を元気にする



6次産業化の認定までの流れ

6次産業化の制度を活用するには、以下のような手続きが必要です。

■事業計画の認定のフロー



平成20年に、「農商工連携促進法」が制定されました。これは農林漁業と他産業との連携を促進するもので、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ることを目的とし、税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置を講ずるものです。「6次産業化法」は、主体者が1次産業従事者であり、事業計画を農林漁業者等のみで作成できることが主な相違点です。また金融支援とともに、農地法、野菜生産出荷安定法や種苗法の特例等、幅広い支援を規定するものです。

農商工等連携促進法との違い

6次産業化法は、1次産業に従事する農林漁業者等をメインにした支援

■詳細は、下記の農林水産省ホームページをご覧ください。

農林水産省ホームページ ▶ <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika.html>

6次産業創出総合対策予算等について ▶ <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika/yosan/index.html>

6次産業化の推進について(6次産業化全国推進会議資料) ▶ <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika/suishinkaigi/pdf/suisin.pdf>